

ふたば農業協同組合にかかる 信用事業強化指導計画の履行状況報告書

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の
再編及び強化に関する法律附則第 8 条第 1 項)

平成 25 年 11 月

農林中央金庫

目次

1	はじめに	・・・1
2	信用事業強化計画を実施するために行う指導の進捗状況	
	(1) 農業者等に対する信用供与の円滑化その他の当組合が主として 事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策への指導	・・・1
	(2) 財務内容の健全性および事業の健全かつ適切な運営の確保のための方策 への指導	・・・12
	(3) 被災債権の管理および回収に関する指導	・・・13
3	指導体制の強化の進捗状況	・・・14
4	経営指導のための施策の進捗状況	
	(1) 信用事業強化計画の履行状況の管理	・・・14
	(2) モニタリング	・・・15
	(3) 計画の履行を確保するために必要な措置	・・・17

1 はじめに

当金庫は、ふたば農業協同組合（以下、「当組合」という。）が被災地域の農業者等に対する信用供与の円滑化と、被災者支援・被災地域の復興を担う重要な農業協同組合であるという認識の下、被災者等への円滑な資金供給機能を果たしていくために、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律を活用することにより、当組合の財務基盤の健全性を確保いたしました。

当金庫といたしましては、当組合がこれまで以上に地域の農業者等への円滑な資金提供や充実した金融サービスの実施が図れるように、今後とも「信用事業強化指導計画」に基づく指導及び助言を実施するなど全面的な支援を行なっております。

2 信用事業強化計画を実施するために行う指導の進捗状況

（１）農業者等に対する信用供与の円滑化その他の当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策への指導

a 農業者に対する信用供与の円滑化のための方策への指導

（a）農業者等に対する信用供与の実施体制の整備のための方策への指導

ア 組合員サポートセンター・仮店舗での相談体制

当組合では、震災直後から県内外に避難する組合員・利用者からの相談等に対応するため、避難先や役場機能の移転等に応じ、組合員サポートセンターを設置してまいりました。その後、平成 24 年 4 月に管内で営業再開した広野支店・川内支店に加え、平成 24 年 11 月および 12 月には避難者の多い県内 4 ヶ所に渉外担当者も配置した金融仮店舗を設置、また、従来の組合員サポートセンターも県内・県外それぞれ 1 ヶ所ずつ継続配置（注 1）したうえで、相談受付体制を強化するとともに金融・共済取引の利便性向上を図りました。

当金庫では、震災当初の緊急貯払い等を中心とした相談から、管内・管外での営農再開や生活再建に関する相談も徐々に増えてきたことを踏まえ、仮店舗設置に向けた体制や相談内容毎に対応の進捗状況をきめ細かく把握するよう助言・指導し、その取組状況について当組合が開催している信用事業強化計画実績検討会への参画等を通じて確認を行っております。

なお、それぞれの事業拠点においては、組合員・利用者からの個々の取引や営農再開等にかかる全般的な相談窓口となっておりますが、特に金融円滑化の趣旨に基づく信用供与にかかる相談については金融共済部が一元的に管理するよう指導しております。

当組合においては、平成 25 年 8 月末時点においても管内 8 町村のうち住民が居住できるのは広野町・川内村の 2 町村のみの状況ですが、平成 24 年度の稲作の試験栽培結果を受け、平成 25 年度は両町村において米の作付けが開始するなど、営農再開の動きが始まっており、当金庫と

いたしましても、こうした状況を把握しつつ、福島県の J A グループが当金庫福島支店に設置している「県域農業金融センター機能（注 2）」を通じて、当組合への指導・サポートを行い、組合員の営農再開ニーズへの対応等取組みの実効性向上を図ってまいります。

注 1：埼玉県加須市の組合員サポートセンターについては、避難住民の福島県内への帰還や、平成 25 年 6 月 17 日の双葉町役場機能の移転（埼玉県加須市から福島県いわき市へ）等により利用者が減少していることから、平成 25 年 9 月末をもって閉所しており、利用者への説明対応等を指導しております。

注 2：県域農業金融センター機能とは、農業者等への金融対応力の強化のため、県域（信連・1 J A・農林中金統合県支店）に構築し、中央会等各連と連携し J A 金融部門・営農経済部門（T A C 等）と一体となって、J A のサポート・指導や農業法人等への融資・相談等を行うものです。

イ コールセンター機能の継続による相談体制

当組合では、管内で営業している 2 店舗に加え、組合員・利用者が多く避難している県内 4 ヶ所に仮店舗を設置し相談対応や窓口業務を開始したことから、震災直後に設置したコールセンターは機構上、本店金融共済部に吸収いたしました。しかしながら県外に避難する組合員・利用者からの相談にも対応しうよう、フリーダイヤルによる相談受付を継続しており、コールセンター機能は存続させ対応しております。

当金庫では、多岐にわたる被災者ニーズにお応えしていくためには、総合事業を行う当組合の特性を十分に活かす必要があるとの認識の下、各事業拠点での相談対応については、総務部で一元的管理を行うとともに、本店各部署間との連携・情報共有を徹底するよう指導しております。

また、当金庫においても、震災直後より当金庫本店において、主に県外に避難された組合員・利用者への貯金払出し、キャッシュカード再発行手続きを受け付けるコールセンターを設置し、当組合の組合員・利用者への対応を側面から支援してまいりました。この業務は、現在も当金庫福島支店に機能に移管し、対応を継続しております。

<当金庫のコールセンター取扱件数>

	震災後 ～平成 24 年 3 月	平成 24 年 4 月 ～平成 25 年 3 月	平成 25 年 4 月 ～10 月
口座管理関係（貯払等）	6,554 件	390 件	58 件
うち福島県	6,229 件	379 件	52 件
カード・通帳再発行	2,177 件	41 件	1 件
J A バンク利用者相談	2,758 件	52 件	17 件

ウ 本店による相談体制

当組合では、本店総務部・金融共済部・指導経済部においても組合員・利用者からの相談対応を行うとともに、専門部署として各事業拠点からの相談に対して適切な支援を行っております。

なお、当金庫では、JAグループ福島が農林中金福島支店に設置しております「福島県農業金融センター」を通じて、当組合の金融共済部に配置している担い手金融リーダー（注）と連携し、取組みの実効性向上を図っております。

注：担い手金融リーダーとは、JAバンクとして地域の農業担い手の事業展開を融資や情報提供面でのサポート強化を図るため、全JA・信連・農林中金（本・支店）に設置している農業融資の実務リーダーであり、JA・農林中金間や行政・関係機関の農業担い手担当部署と連携する金融部門の窓口担当者です。

エ 支店窓口営業再開

当金庫では、平成24年4月の広野支店・川内支店の窓口業務の再開に加え、平成24年11月および12月の県内4ヶ所（福島市・郡山市・会津若松市・いわき市）での仮店舗再開にあたり、適切な店舗運営が図られるよう事業体制や必要な手続等指導するとともに、事務堅確化に向けた人材育成・研修対応等事前準備を徹底するよう指導いたしました。また営業開始後もJA本店による定期的な店舗巡回指導の実施や当金庫職員の同行による現地点検（平成25年4月：埼玉サポートセンター、5月：全支店・サポートセンター、6月：広野支店、8月：郡山サポートセンター、会津サポートセンター、安達サポートセンター、9月：会津サポートセンター）を実施するなど指導を実施しております。

引き続き、福島県農業協同組合中央会等と連携し、最適な営業店舗、要員配置、事務体制、研修対応について必要な指導・助言を行ってまいります。

(b) 信用供与の実施状況を検証するための体制への指導

当組合では、組合員・利用者の具体的ニーズの充足や満足度向上を図る取組みを着実に進めていくため、組合員・利用者に対する信用供与の実施状況等について、月次で開催する信用事業強化計画実績検討会で進捗管理を行うとともに、取組状況に応じた改善策の検討と対策に取り組み、また、理事会では四半期毎に実施状況の検証等を行い、信用事業強化計画実績検討会に対して改善策を指示しております。

当金庫といたしましては、当組合が農業者等に対する信用供与の円滑化と地域経済の活性化に資する方策を効果的に実施するため、信用事業強化計画の具体化、担当部署の明確化、スケジュール管理等を指導し、平成24

年3月より、福島県農業協同組合中央会等とともに、信用事業強化計画実績検討会に参画しております。

信用事業強化計画実績検討会においては、組合員・利用者の所在確認の継続実施、被災債権の管理強化等が課題とされ、当該課題に対する当組合の改善策立案・実践に対して当金庫は、引き続き貯金者等顧客管理情報整備・更新や、集めた情報のJA事業間共有等について指導を行っております。また、被災債権の管理については、債務者との面談による信用状況の確認と就労状況等に応じた相談対応等を的確に実施するよう指導し、債務者避難先別リストの作成、営業を再開した県内仮店舗や県外避難者に対する本店金融共済部での対応等、業務実施体制等について指導を行いました。特に、当組合の債務者は全国に避難しているため、全員と定期的かつ均一な面談を継続することは困難であるものの、避難区域の再編により債務者の将来の生活・営農への意識が随時変化する懸念があることから、重点的に面談を行う範囲を拡大するよう促すとともに、債務者の状況に応じた対応を施すよう継続して指導しております。

今後も、その進捗状況を確認しつつ、さらなる被災債権の管理強化に向け指導を進めてまいります。

c 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の農業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法に充実の方策への指導

(a) 不動産担保又は個人保証に過度に依存しない融資の促進への指導

当組合では、営農再開や生活再建に向けた組合員・利用者からのニーズに対して、制度資金など震災特例融資を積極的に活用しながら、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資推進に取り組んでおります。

当金庫といたしましては、避難区域見直し後の住民帰還を見据え、当組合担当者の育成支援に取り組み、円滑な融資実行に向けた環境整備を支援しております。

(b) 出資機会の提供

当組合の管内8町村では、平成24年度は米の作付制限・自粛要請が行われましたが、避難解除となった広野町・川内村では除染・農地復旧が進み、試験圃による検査を経て、平成25年度は米の作付けが再開されました。

住民帰還は依然として進まないながらも両町村ともに震災前の5割程度の作付けが行われており、当地区以外においても今後、避難区域見直し、除染、農地復旧等が行われ、営農が再開される際には、その担い手として新たに農業法人が設立されることも想定されます。

当組合としては、除染、農業復旧が進む過程で、農地等を集約し大規模化、法人化を目指す動きが出てくるとも想定し、管内組合員の意向確認等踏まえつつ、農業法人の設立についての指導、各種提案等による

サポートを行うこととしております。

当金庫も、当組合のこうした取組みをサポートするため、アグリビジネス投資育成株式会社（注）による出資や、官民の各種ファンドの活用にかかる情報提供を行うとともに、今後、除染作業等が進むなかで、法人化の動きが出てきた際には、提案・サポートができる体制を整備しております。

注：アグリビジネス投資育成株式会社とは、農業法人の発展をサポートするため、J Aグループと株式会社日本政策金融公庫の出資により設立され、農林水産省の監督を受ける機関です。

b 東日本大震災の被災者への信用供与の対応への指導

(a) 被災者に対する条件変更等対応状況

当組合では、平成 25 年 3 月から 10 月末までの条件変更の申し出の受付件数は 2 件（177 百万円）でした。この申し出を受けて、当該債務者と個別に相談・協議を実施し、申し出のあった 2 件について条件変更を行いました。

なお、平成 25 年 2 月末時点で条件変更に関する審査中等の案件もないことから、平成 25 年 10 月末時点での継続案件はありません。

また、当組合では、私的整理ガイドラインにかかる相談受付、申請手続の支援を行っておりますが、平成 25 年度上期の相談受付はありませんでした。

当金庫といたしましては、平成 23 年 8 月に福島県内 J A 向けの私的整理ガイドライン説明会を開催し、制度の周知や体制整備にかかる指導・助言を行っているほか、東日本大震災事業者再生支援機構および一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会福島支部に職員各 1 名を派遣し（注）、取組みを支援しております。また、原発事故で対応が遅れている防災集団移転促進事業につきましても、行政との連携による適切な対応準備のための指導を行っております。

被災債権管理については、債務者面談や対応漏れが生じないように、「被災債権の管理方針」に沿った管理の強化、特に県内外に避難している債務者との面談による信用状況の把握、信用状況に応じた対応について指導・助言を行っており、この進捗を管理するため組合内部の管理方法の変更についても指導を行っております。

注：一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会福島支部への職員派遣については、平成 24 年 10 月末をもって終了しております。

＜震災後の条件変更対応状況＞

(単位；件，百万円)

	震災以降 ～平成 24 年 2 月		平成 24 年 3 月 ～25 年 2 月		平成 25 年 3 月 ～8 月		平成 25 年 9 月 ～10 月	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
返済猶予受付	536	4,181	—	—	—	—	—	—
農業関連資金	3	43	1	4	—	—	—	—
生活関連資金	96	838	7	61	—	—	—	—
うち住宅ローン	66	787	5	57	—	—	—	—
その他（農業外事業資金）	—	—	1	15	2	177	—	—
計	99	881	9	80	2	177	—	—

(b) その他

当組合では、被災者の生活再建を支援するため、平成 25 年 6 月から 8 月まで、金利を上乗せした復興支援定期貯金等を創設しております。

また、上記の取組みを推進するため、当組合の負担を軽減すべく上乗せ金利相当額の助成を行うとともに、当組合が組合員・利用者への周知を行う際のチラシ・ポスター等 P R 素材の提供や県段階の J A バンク ホームページへのキャンペーン情報の掲載を行うことで、当組合の取組みをサポートしております。

c 東日本大震災の被災地への支援をはじめとする被災地域における復興に資する方策への指導

(a) 組合員・利用者の利便性向上に向けた体制見直し

当組合では、組合員・利用者の利便性向上および相談体制の強化を目的に、平成 24 年 12 月に避難者の多い県内 4 ヶ所に金融仮店舗を設置するとともに渉外担当者も配置し現在は当組合の訪問活動の拠点としての機能を果たしております。

当金庫では、この取組みに対し、福島県農業協同組合中央会等とも連携し、金融仮店舗の設置及び渉外担当者の配置に伴う当組合のコールセンター・組合員サポートセンターの要員体制見直しや、金融店舗として求められる必要な体制整備にかかる指導、助言を行っております。

また、当組合が隔月で実施している窓口担当者会議のなかで事務の堅確性や事務リスク管理高度化等の事務に関する研修について、事前に実施内容の確認や助言をする等、当組合の取組みを支援するとともに、設置後の組合本店による定期的な現地点検の実施に金庫が同行（平成 25 年 4 月：埼玉サポートセンター，5 月：全支店・サポートセンター，6 月：広野支店，8 月：郡山サポートセンター，会津サポートセンター，安達サポートセンター，9 月：会津サポートセンター）する等、事後指導にも取り組んでおります。

また、原発事故にかかる損害賠償についても、「J A グループ福島東日

本大震災復興・原発事故対策本部」と連携し、賠償に向けた東京電力との事前交渉や弁護士相談、県内金融機関との情報交換・連携等について必要なサポートを行なっております。

(b) 金融面の対策

ア 既往債務の対策

(ア) 負担軽減等にかかる対応

当組合では、平成 25 年 3 月から 10 月末までの条件変更申出の受付はございませんでしたが、申出があった場合には、順次、債務者との相談・協議を進め、債務者の収入状況等を踏まえた条件変更等の対応を行っております。

また、既往債務整理が必要と判断される場合には、私的整理ガイドラインの活用検討等により、個別の債務者の状況に応じた対策を実施していくこととしており、当金庫といたしましても、月次で開催される信用事業強化計画実績検討会への参画等を通じて当組合の取組状況を確認しつつ、既往債務の整理等、個別の案件によって対策を講じる必要がある場合には、外部専門家と連携した指導・助言を行なう体制を整備しております。

(イ) 二重債務問題にかかる対応

当組合では、震災の影響により住宅資金の二重債務を抱える利用者には、平成 24 年 2 月に福島県により措置された利子補給事業を活用し、提案・相談対応等を実施することとしております。

また、組合員・利用者の事業の復旧等に際し、二重債務問題への対応が必要と判断される場合には、債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的に、福島産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構の活用を検討していくこととしております。

当金庫では、平成 24 年 3 月に復興庁から講師を招き、東日本大震災事業者再生支援機構にかかる J A 向けの説明会を開催しているほか、組合員・利用者から相談があった場合に、当組合が円滑かつ適切に対応できるよう制度の内容や対応手順等を示したマニュアルを提供しております。

さらに、原発事故の影響により管内においては防災集団移転促進事業への取組が遅れておりますが、県内において行われる防災集団移転促進事業に関して、自治体による買上げ対象となる宅地等にかかる抵当権の取扱いについて、J A バンクとしての対応方向をまとめ、平成 25 年 1 月に公表いたしました。この中で、買上げ代金が債務に充当される場合には、住宅ローンが全額返済とならない場合等を含めて基本的に抵当権解除に応じる方向であること、また、その後の債務返済のご相談についても真摯に対応することとしております。

具体的な取組みとして、平成 25 年 2 月から 4 月にかけて、各保証

機関と連携した上で、抵当権解除にかかる事務フローおよび定期借地権付案件の取扱いについて整備しております。

イ 新規資金需要への対応

当組合では、震災以降、被災した組合員・利用者の今後の営農再開や生活再建を支援するため、訪問活動により資金ニーズを把握する等、体制を整備し取り組んでおります。なお、平成 25 年度からは、休日ローン相談会を本店だけではなく、新たに仮店舗においても開催することとし、10 月末までに 3 回開催（平成 25 年 5 月いわき・福島，同 8 月いわき・郡山，同 10 月いわき・会津）しております。

当金庫としましても、住宅ローン等の生活関連資金に対し、東日本大震災復興支援にかかる利子補給制度を活用して、更に低利な資金を提供するなど、被災地復興を後押しする取組みを進めております。

<震災後の新規貸出実績>

（単位：件，百万円）

資金名	震災以降 ～平成 24 年 2 月		平成 24 年 3 月 ～25 年 2 月		平成 25 年 3 月 ～8 月		平成 25 年 9 月 ～10 月	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
原発事故対策緊急支援資金 （福島県の制度資金）	4	14	2	15	－	－	－	－
プロパー貸付	1	96	3	415	－	－	－	－
農業関連資金 計	5	110	5	430	－	－	－	－
住宅ローン	1	25	9	156	4	85	1	10
マイカーローン	6	12	15	29	10	17	2	2
貯金担保貸付	4	22	5	18	1	4	4	611
共済担保貸付	2	1	3	2	－	－	－	－
生活関連資金 計	13	60	32	205	15	106	7	623
地方公共団体向け貸付	1	12	2	72	1	30	－	－
合 計	19	182	39	707	16	136	7	623

(c) 人材育成支援

当組合では、被災した農業者をはじめとする組合員・利用者からの様々な相談に的確に対応できるよう、研修及び通信教育により、金融実務や各事業の専門知識を備えた人材の育成に取り組んでおり、当金庫が開催した平成 25 年度上期の研修には、金融法務相談員養成研修など当組合から延べ 36 研修・144 名の職員の研修参加がありました。

当金庫では、平成 24 年度における金融仮店舗の設置に向けた職員の各種研修にかかる研修項目の選定にかかる相談・指導に続き、平成 25 年度においても当組合の職員研修計画の策定支援を行っており、J Aバンク

農業金融プランナー等の資格制度の受験勧奨，(株)協同セミナー等と連携した講師派遣，研修企画等を通じて，当組合の人材育成を指導・支援しております。

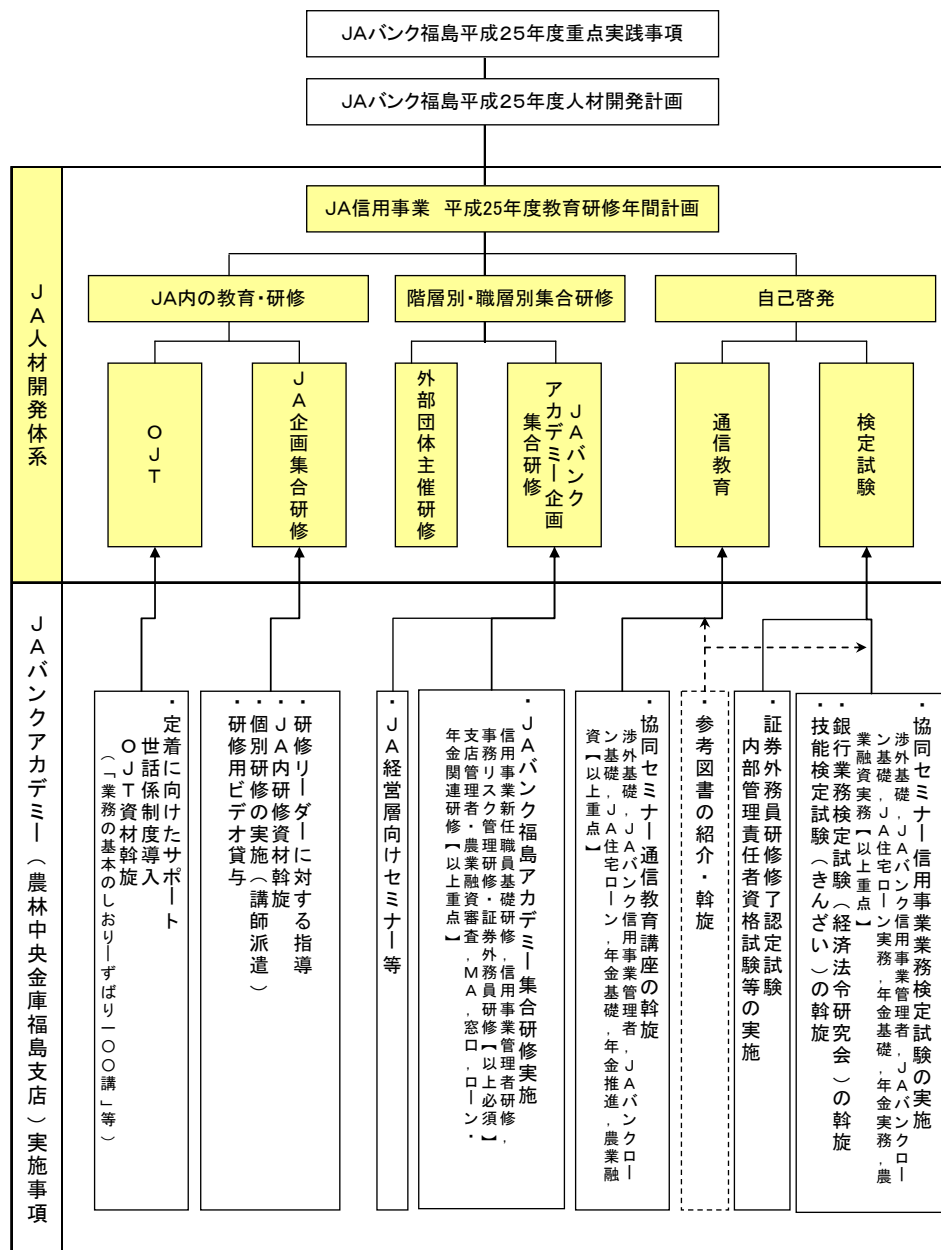
＜ J Aバンク福島平成 25 年度集合研修計画＞

※専門知識研修等のうち主要なものを記載

研修名	開催月
J A統一ローン審査研修	4 月
農業融資基本研修	6 月，8 月
金融法務相談員養成研修	6 月，8 月，9 月
税務相談員養成研修	11 月，12 月，1 月
年金アドバイザー養成研修	10 月，11 月，12 月
F P 養成研修	7 月
MA 養成研修	3 月，4 月

なお，当金庫では，平成 25 年度より，福島支店に人材育成部署として「J Aバンク福島アカデミー」を設置し，業務別専門研修・実践研修の充実を図る等，引き続き当組合の人材育成を指導・支援しております。

＜JAバンク福島平成25年度教育研修体系＞



d その他当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策への指導

(a) 早期の事業・生活再生に資する方策

ア 支店・仮店舗・組合員サポートセンター等の相談機能の強化

当組合では、震災から2年半が経過する中、組合員・利用者の避難状況やニーズに対し、相談対応等をより適切・効果的に行えるよう、仮店舗や組合員サポートセンターの設置場所、配置職員数や本店機構・業務分担を適宜見直す等、機能強化のための組織の見直しを実施しております。

見直しにあたり、当金庫は、福島県農業協同組合中央会等とも連携し、顧客利便性向上・業務効率化のための実務支援、体制整備等にかかる指導・助言を行っております。

当組合では平成 24 年 7 月に、組合員を対象に管内外での営農再開についての意向を確認するアンケート調査を行いました。営農再開の意向がある旨回答のあった組合員に対しては、確認内容を営農支援台帳としてまとめ、個別に営農再開の支援を進めております。特に管外での営農再開を希望する組合員からは、農地の紹介・斡旋の要望が多いことから、県内 J A を訪問しこれらへの協力について依頼をしております。

また、平成 25 年度に作付け再開する広野町・川内村の農家組合員に対し、当組合は負担軽減のため、両町村と J A が経費負担（町村 2/3，J A 1/3）し、平成 25 年作付け時の種籾を無償提供いたしました。

当金庫としましても、福島県農業協同組合中央会等とも連携し、これら営農再開支援に向けた取組みを支援してまいります。

イ 訪問活動の充実・事業拠点の設置検討等

当組合では、組合員・利用者の生活再建に向けては、居住地の状況等を踏まえつつ、定期的な訪問活動を引き続き行い、リレーションの維持とニーズの把握を行っていくため、県内外の組合員・利用者の避難先住所の把握とその後の移転の有無確認に取り組んでおります。

また、当組合では、地元への帰還には相当程度時間を要する見通しであるため、組合員・利用者の利便性向上を図るべく、多数の組合員・利用者が避難している福島県内の 4 ヶ所に金融業務を実施する仮店舗を平成 24 年 11 月および 12 月に設置し、渉外担当者も配置いたしました。

当金庫では、訪問活動の充実に向けて、訪問活動の基礎材料となる組合員・利用者の避難先住所の把握を継続して行うよう指導・助言を行うとともに、当組合の人員体制を勘案した訪問手順等について指導しております。

また、当組合の金融仮店舗の設置にあたっては、福島県農業協同組合中央会等と連携し、要員再配置や体制整備、店舗設置にかかる行政等との調整等、指導・サポートを行いました。

ウ 経営面の対策

当金庫では、平成 24 年 2 月に、被災した農林水産業法人や被災地で新たに設立した農林水産業法人に対する資本供与を行うため、復興ファンド（東北農林水産業応援ファンド）を創設し、県内 J A や行政等関係機関に対して活用機会等に関する情報提供を行っております。当組合管内においては、稲作の試験栽培による営農再開に向けた取組みが始まったばかりであり活用実績はありませんが、ファンドに関する情報提供等を通じて、当組合による農業者ニーズに応える取組みをサポートしてまいります。

また、当金庫では、農業者の営農再開等にかかる資金面での負担軽減を図るべく、農機具等リース料の一部助成を平成 24 年 7 月より開始いたしました。原発事故の影響によりニーズは限定的な状況ではありますが、生産者への周知活動等を通じて取組みを進めてまいります。

(b) 事業の承継に対する支援にかかる機能の強化のための方策

広野町・川内村では平成 25 年度より米の作付が再開される等、管内での営農再開の動きにあわせ、事業承継の相談を受けることも想定されることから、当組合では、事業承継にかかる法務・税務研修会の受講等を通じて、職員の育成に取り組むほか、組合内の情報共有を図っていくこととしております。

当金庫といたしましても、当組合からの相談等に対して、(株)協同セミナー・協同セミナー顧問税理士等外部専門家の機能を活用する態勢を整備しており、今後とも当組合の顧客相談対応の充実を支援してまいります。

(c) 避難先での新たなコミュニティ創出にかかる支援

当組合では、地域に根ざしたこれまでの活動・ネットワークを活かし、組合員による女性部や生産部会等の組織活動を支援するとともに、組合員・利用者に対する健康増進活動、定期的に実施する訪問活動や座談会、震災後一時休刊していた広報誌「アグリティ」の再開およびコミュニティ誌「アグリティプラス」の発刊等による情報提供活動を通じて、避難先での新たなコミュニティの創出、「地域のきずな」の再生・強化を図り、組合員・利用者のニーズを汲み取る環境の整備に取り組んでおります。

当金庫では、組合が行う組合員・利用者等とのコミュニティ創出のための取組や各種組織の活動支援について、適切な助言・指導を行ってまいります。

(2) 財務内容の健全性および事業の健全かつ適切な運営の確保のための方策への指導

a オフサイトモニタリングの実施

当金庫では、当組合に対する J Aバンク基本方針に基づくオフサイトのモニタリング（月次・半期・年次）および定期的な進捗管理を通じ、市場・信用リスクの状況を確認するほか、ストレステストを実施する等により、財務内容の健全性が確保されていることを確認しております。

b 当組合に対する個別指導

当金庫では、現状課題の共有化、課題解決に向けた事業推進体制構築等について、当組合役員、幹部職員等と個別協議等を行い、信用事業強化計画の進捗確認、適切な運営確保に向けた指導を実施いたしました。

また、計画策定後は、信用事業強化計画に定めた各施策の実践にあたり、個別の取組事項の具体化、担当部署の設定、スケジュール化等、当組合の P D C Aを実践する体制・枠組み整備、金融商品企画・推進を行う担当課の設置、県内外に避難している貯金者の所在確認、事業量確保に向けた推進企画・実践等について指導・助言を行っております。

また、平成 23 年 4 月に開設したサポートセンターのほか、平成 24 年 4 月に営業窓口を再開した当組合の広野支店・川内支店に加え、平成 24 年 11 月および 12 月に設置した仮店舗での適切な事務処理・店舗運営が図られるよう、定期的に臨店（平成 25 年 4 月：埼玉サポートセンター，5 月：全支店・サポートセンター，6 月：広野支店，8 月：郡山サポートセンター，会津サポートセンター，安達サポートセンター，9 月：会津サポートセンター）し、事務体制・事務処理の改善指導や防犯体制の確認・指導を行っております。

(3) 被災債権の管理および回収に関する指導

当金庫では、当組合が実施する被災債権の管理および回収につきまして、以下のとおり指導・サポートを実施しております。

a 被災債権の管理および回収にかかる状況把握

当金庫では、被災債権の管理および回収について、平成 24 年 3 月から、当組合が月次で開催する「信用事業強化計画実績検討会」に毎月参画し、状況把握に努めるとともに、平成 25 年 10 月に開催した「信用事業強化計画進捗管理委員会」では、信用事業強化計画の履行状況把握とともに、面談等を通じた債務者状況の把握に継続して取組むよう、指導・助言を行っております。

また、上記会議体に加え、当組合が月次で開催する「被災債権進捗検討会」にも参画し、延滞先との面談状況や債務者の現況把握手法等について指導・助言を行うとともに、生活・営農復旧に応じて中・長期的には債務者の信用状況に変化が生じる懸念があることから、債務者個々の現状を的確に把握するよう債務者の管理手法の改善や実施体制の強化等について指導を実施しております。

b 被災者ニーズを踏まえた支援方策への指導

当組合では、被災地域の現状と被災者の復興ニーズが多岐にわたる状況を踏まえ、被災者からの声に丁寧に耳を傾け、被災状況、事業再生に向けた意向、経営課題、ニーズの把握を的確に行ったうえで、被災者の状況に応じた最適な支援策を提案・実施していくこととしております。

当金庫では、被災者の状況に応じた、必要かつ十分な対応が継続的になされるよう、平成 25 年 10 月に開催した「信用事業強化計画進捗管理委員会」では、当組合における組合員の営農再開・生活再建に向けた相談体制、信用供与の実施状況等を把握するとともに、職員の育成・適正配置や当組合内での事業間連携、組合員が避難する避難先 J A との連携を図り、組合員・利用者の営農再開・生活再建に向けた相談機能を発揮するよう、指導・助言を行っております。特に被災債権管理につきましては、平成 25 年度は、東京電力の個人向け財物賠償が開始される等、賠償金支払いが大きく進展する局面であることを踏まえ、債務者との面談・協議を通じた現況把握や返済相談対応を強化する等、債権管理の取組みが適切に実施されるよう指導を行っております。

3 指導体制の強化の進捗状況

当金庫では、平成 23 年度から 2 年間の「中期経営計画」を策定し、同計画において復興支援を最重要課題と位置付け、これに本支店一体となって取り組んでいくため、平成 23 年 6 月 24 日付で理事長を本部長とする復興対策本部会議を設置、復興対策担当理事を配置するとともに、本店 J A バンク統括部内に「復興対策部」を新設し、行政機関や全国段階の農協系統諸団体と連携する体制を整備しております。

また、当組合が所在する福島県を担当する福島支店内には、支店長をリーダーとする「J A バンク福島復興対策プロジェクト」を設置、県内 J A グループにより設置された「J A グループ福島東日本大震災復興・原発事故対策本部」と連携し、県段階の農協系統諸団体とともに、信用事業の復旧・復興にかかる具体的な指導・取り組みを行っております。

こうした支店と県内農協系統との連携強化のため、平成 23 年 6 月 1 日に福島支店に副支店長を 1 名増員したほか、これとは別に、当組合における信用事業強化計画の実施・進捗管理等を支援するため、平成 23 年 12 月 1 日より当組合に対し幹部職員 1 名を継続派遣しております。

平成 25 年度から 3 年間の「中期経営計画」においても復興支援を最重要課題として位置付け、被災された農林水産業者や地域の復旧・復興を支援するため、全国農業協同組合中央会等全国段階の農協系統諸団体、行政等とも連携し、「復興支援プログラム（注）」の着実な実践等に継続的に取り組んでまいります。

特に、同プログラムの実践にあたっては、被災地の農林水産業者のニーズを踏まえた直接的な支援策を含めて検討し、多面的な活動に取り組んでいくこととしております。

注：本プログラムは、農林水産業の復興を全力かつ多面的に支援することを目的に平成 23 年 4 月創設、期間 4 年程度、支援額 300 億円を想定しています。その内容としては、①農林水産業者等に対する金融支援、②被災した会員組織に対する事業・経営支援とし、復興支援の推進にあたり、当金庫職員の人員派遣等人的支援もあわせて実施します。

4 経営指導のための施策の進捗状況

(1) 信用事業強化計画の履行状況の管理

当組合の信用事業強化計画については、四半期に一度、「信用事業強化計画進捗管理委員会」を開催し、県内農協系統諸団体等とともに履行状況の把握を行い、計画履行に向けて必要な指導および助言を行うこととしております。

また、「信用事業強化計画進捗管理委員会」を通じて把握した履行状況や当金庫等の指導状況については、半期に一度、弁護士・税理士等の有識者により構成される「第三者委員会」に報告を行い、意見の聴取ならびに評価を受けるものとし、同委員会の意見・評価を踏まえ、当金庫経営管理委員会の下に設置し、全国の信用農業協同組合連合会会長クラスにて構成されている

「JAバンク中央本部委員会」に報告し、他県の農業協同組合等経営者による意見も踏まえ、必要な指導および助言を行うこととしております。

当金庫では、平成25年10月に開催した「信用事業強化計画進捗管理委員会」において、当組合より信用事業強化計画の履行状況の報告を受けて、組合員の営農再開・生活再建にむけた相談体制、信用供与の実施状況等を把握するとともに、職員の育成・適正配置や組合内での事業間連携、組合員が避難する避難先JAとの連携を図り、組合員・利用者の営農再開・生活再建に向けた相談機能を発揮するよう指導・助言を行っております。

また、「信用事業強化計画進捗管理委員会」を通じて把握した当組合の信用事業強化計画にかかる履行状況は、当金庫による信用事業強化指導計画の履行状況とあわせて、平成25年11月に開催した「第三者委員会」に報告し、「被災地における金融機能の発揮や組合員の生活再建支援等、計画に掲げた取組みに関しては、信用・営農部署間等の連携も進み、進捗管理の体制も機能しており、着実に実施されている。」との評価・意見を受けており、平成25年12月の「信用事業強化計画実績検討会」において当組合にフィードバックを予定しております。

当金庫といたしましても、当組合が信用事業強化計画に掲げた施策につきましては、計画通り実施されているものと認識しております。

更に、信用事業強化計画、信用事業強化指導計画の履行状況につきましては、「第三者委員会」の意見・評価を踏まえ、平成25年11月に開催した「JAバンク中央本部委員会」に報告した後、主務大臣へ報告いたしております。

(2) モニタリング

当金庫は、JAバンク基本方針に基づき、月次・半期・年次のモニタリングを通じて、当組合の経営状況の定期的な把握に努めております。

具体的には、延滞金残高等を月次でモニタリングし、市場・信用リスクの状況を検証するほか、貸借対照表・損益計算書等の状況を半期・年次で分析し、ストレステストを実施しておりますが、当組合の財務内容の健全性に問題ないことを確認しております。

a 月次モニタリング（オフサイト）

当金庫は、農協系統信用事業の共通システムを通じ、当組合のリスクや資金運用状況を把握・点検するため、毎月、以下の項目についてモニタリングを行っております。

項 目
① 有価証券残高
② 有価証券評価損益額
③ 貯証率
④ 有価証券減損処理懸念額
⑤ アウトライヤー比率（みなし補正值）

- ⑥ 3か月以上延滞金残高
- ⑦ 貯貸率（みなし補正值）
- ⑧ 外部格付のある与信のデフォルトによる損失見込額
- ⑨ ストレステスト後自己資本比率（みなし補正值）
- ⑩ 総体的なリスク量對自己資本（みなし補正值）

b 半期モニタリング（オフサイト）

当金庫は、経営状況を把握・点検するため、当組合から、半期決算終了後（平成 25 年 8 月期）、以下の報告を受け、モニタリングを行っております。

項 目
① 上半期決算実績
② 組織・事業量の概況（所定様式）
③ 貸借対照表，損益計算書

c 年次モニタリング（オフサイト）

当金庫は、経営状況を把握・点検するため、当組合から、事業年度終了後、（平成 25 年 2 月期）、以下の報告を受け、モニタリングを行っております。

項 目
① 業務報告書
② 総（代）会資料（事業計画書を含む）
③ ディスクロージャー誌
④ 組織・事業量の概況（所定様式）
⑤ 農協法等に定める経営健全性基準等の遵守状況
⑥ 資産自己査定結果
⑦ 貸出等信用供与の状況
⑧ 余裕金運用の状況
⑨ 自己資本比率の状況
⑩ 金利リスク等
⑪ 貸借対照表，損益計算書
⑫ 部門別損益の状況
⑬ 連結決算の状況
⑭ 会計関連資料（減損損失，繰延税金資産等）
⑮ アウトライヤー基準該当に関する報告書

d オンサイトモニタリング

上記オフサイトによるモニタリングの結果、J Aバンク基本方針に定める基準に抵触した場合は、福島県農業協同組合中央会と連携し、当組合の財務状況等について、統一された視点でオンサイトによるモニタリングを行うこととしておりますが、当組合においては、現在のところ基準抵触はない状況です。

なお、当組合に対しては、事務堅確性向上運動にかかる店舗巡回指導を平成 25 年 11 月に 4 店舗を対象に実施することを計画しているほか、J A本店による定期的な店舗巡回指導や当金庫職員の同行による現地点検を実施するなど指導をしております。店舗巡回指導においては、事務処理及び防犯体制の改善に向けた取り組み強化について協議・指導を実施しております。

e J A全国監査機構による監査との連携

信用事業を実施する農業協同組合は、全国農業協同組合中央会（J A全国監査機構）による監査を半期毎に受けることとされており、平成 24 年度においては、平成 24 年 10・11 月に期中監査、平成 25 年 4 月に期末監査が実施されておりますが、監査報告書は「適性意見」であり、重要な指摘事項がないことを確認しております。なお、平成 25 年度においては 11 月に期中監査が実施される予定となっております。

今後、監査結果等において改善すべき点があった場合には、J Aバンク基本方針に基づき、当組合の指導に活用してまいります。

(3) 計画の履行を確保するために必要な措置

当金庫は、当組合の経営状況や課題等を把握したうえで、信用事業強化計画の達成に必要と判断される措置を実施しております。

a 人的支援の実施

平成 23 年 12 月より、当金庫福島支店より当組合に対して幹部職員 1 名の人材派遣を継続しております。

b 震災相談部署への指導・サポート

当組合本店各部、組合員サポートセンターおよびコールセンターからの震災にかかる相談等に対しては、当金庫福島支店の推進担当班が窓口となり、当組合への説明会開催（個人版私的整理ガイドラインにかかる説明会（平成 23 年 8 月）、東日本大震災事業者再生支援機構にかかる説明会（平成 24 年 3 月）、二重債務対策説明会（平成 24 年 6 月））や、当組合との打合せを開催する等して、貸出債権の実務における課題の整理や個人版私的整理ガイドラインの対応等の二重債務問題にかかる指導・サポートを行い、必要に応じて、他 J A事例の提供や外部専門家の機能も活用し、適切な指導・サポートを行っております。

また、原発事故で現在は進展していない防災集団移転促進事業についても今後の進展を念頭に、平成 25 年 1 月に福島県が県内金融機関を対象に行った説明会に当金庫も出席し、他金融機関と歩調を合わせた対応方針ならびに事務フロー等の諸準備にかかる指導を当組合に対し行いました。

当組合が実施する被災債権の管理および回収についても、当金庫は、当組合からの日常的な相談等に対し、必要に応じ専門家の機能も活用しながら対

応するとともに、定期的な進捗管理を通じその実施状況を把握し、適時・適切に指導・助言を行っております。

c 担い手金融リーダーへの指導・サポート

当金庫は、当組合が被災した農業者に対して行う資金対応・相談業務について適切にサポートするほか、当組合管内の営農再開状況を見極めながら、担い手の多様化するニーズに応える体制を構築するため、当組合の金融共済部と指導経済部の事業間連携を推進しております。

具体的には、当組合が将来的な地域農業の担い手と位置づけた農業者に対して、訪問活動等により農業金融にかかるニーズを的確に把握できるよう、当金庫から訪問活動の実施方法や管理方法等を提示しております。

また、JAバンク農業金融プランナー等農業融資資格の受験勧奨、(株)協同セミナー等と連携した研修企画・開催を通じて、農業融資の企画推進・管理を担う担い手金融リーダーをはじめとする当組合職員の農業金融対応力の向上を図ってまいります。

d 人材育成への支援

被災地域において組合員・利用者からの相談に的確に対応し、様々なニーズに対応できる十分な金融手法や各種事業の知識をもった人材の育成をサポートするため、当金庫関係会社の(株)協同セミナーによる通信研修の提供を行うほか、当金庫福島支店による農業融資審査の研修を開催し、人材育成への支援に取り組んでおります。

e ALMサポートの実施

前述のモニタリング等を通じ、ALMの実施状況を確認しているほか、当組合が開催するALM委員会に参画し、総体的なリスク量の計測開始を指導する等、当組合の金利リスクを含むリスク管理態勢の高度化をサポートしております。

以 上